

# 柏崎民商會報

19年 4月 1日

〒九四五〇八二二  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL (〇二五七) 二三一一九九七 (代)  
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

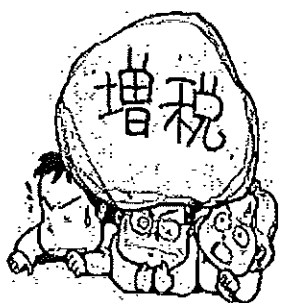
## 消費税強行実施から31年目

### 161万業者がインボイス導入で 消費税負担により廃業危機へ

この4月1日で、多くの業者・国民の反対世論を無視し、消費税を強行実施してから31年目を迎えます。

政府が狙う2023年10月からインボイス(適格請求書)の導入によって、1000万円未満の約161万の小規模事業者が年15万4千円の消費税を納めることが、財務省の試算で明らかになっています。小規模事業者への15円以上の負担増は廃業の危機となります。

国税の滞納額が最大の税金が消費税で、全税目の60%を締めます。課税業者の5人に1人が滞納しています。消費税を納める業者の売上高が1000万円に下げられて、消費税の滞納も広がっています。



全事業者から消費税負担を強いるインボイスを中止させるためにも、10%への増税を中止させましょう。そのためにも選挙で増税勢力に厳しい審判をくだしましょう。

## 3月26日に分納相談会を開く

### 参加者は換価の猶予申請に挑戦

「こんなに高い消費税なんか一回で払えない」など会員さんの要望に応じて、2017年から「申請型『換価の猶予』を活用した」分納集団申請をしています。

3月26日に

は「消費税・所得税の換価の猶予の相談会」を開き、

3名の会員さん等が参加しました。



相談者A(建設建築業者)は、3年連続で消費税のみの申請。相談者B(小売業)と相談者C(飲食業)は、2年連続で消費税のみ。青色決算書や自主計算ノートを参考に、「換価の猶予申請書」や「財産収支状況書」の作成にチャレンジ。また相談者Aは昨年申請した書類を参考に作成。翌日の27日には、個別で相談者E(飲食業)と相談者F(飲食業)も申請書を作成。税務署へ集団申請は、4月中に行います。分納を希望される会員さんは早めに役員又は事務所へ連絡下さい。

### 軽自動車を低額でお譲りします

会員さんが、低額で軽自動車を譲渡します。

□車種と色はホンダ・ライフで白色。□車検は来年8月まで。

その他の詳細の問い合わせや購入希望者は民商事務所まで連絡ください。

### 4月の弁護士無料法律相談は11日

毎月好評の相談会。3月は4人の相談者があります。どんな些細なことでも弁護士が丁寧に対応します。予約制になりますので相談希望者は民商事務所までの連絡下さい。

